16年ぶりに年金増

1 マクロ経済スライド発動

みなさん、こんにちは。社会保険労務士の辰巳周平です。春らしい陽気の今日この頃ですが、 花粉症の私は憂鬱な毎日を送っています。スカッとした青空や頬を撫でていくそよ風、本来ならうっ とりするところですが、花粉症の恐怖に恨めし気に空をながめてため息ひとつ。最近は右を見ても 左を見てもマスクをつけた人たちであふれていますよね。でも、あれダメなんです。メガネは曇るし、 息苦しいし、自分の声がちゃんと相手に伝わっているか不安になるので、マスクはつけない主義で 通しています。くしゃみが出たら、あ、今のは腹筋に効いたぞとか、今ので何キロカロリー消費したな とか、せこい発想でなんとか乗り切っている毎日です。

さて、これまで何度かお知らせしてきた年金の減額についてですが、当初の予想を裏切ってこの 4月分から若干の増加に転じました。年金の増額はなんと16年ぶりです。年金の改定率は前年の物価に連動させるのが原則なんですが、物価上昇率が現役世代の過去3年度分の平均賃金改定率を上回った場合はそれに合わせるという規定があります。

1月30日に公表された2014年の物価上昇率は2.7%でしたが、過去3年度分の賃金の伸び率は2.3%であったため、上記の規定を適用して2.3%が採用されることになりました。しかしながら、15年度は年金の伸び率を物価や賃金の伸びより抑制するマクロ経済スライドが初めて適用されたことにより、この2.3%上昇した分から少子高齢化による財政悪化分(0.9%)、さらに、これまでお伝えしてきた特例水準の残り解消分(0.5%)が合わせて差し引かれたことにより、実際は0.9%の増額にとどまりました。

これにより、障害基礎年金1級の場合は月額8万1258円(758円増)、2級の場合で月額6万5008円(608円増)となります。また、18歳未満のお子さんがいる場合はこれに加算がつくわけですが、これも改定されます。第1子・第2子については年額22万4500円(2100円増)、第3子以降は7万4800円(700円増)となります。

このほか、特別障害者手当などは物価変動率(2.7%)に応じて改定される決まりですが、物価下落時の据え置き措置の調整として0.3%分がマイナスとなり、2.4%の増加とな

ります。たとえば、特別障害者手当は月額2万6620円(620円増)、特別児童扶養手当は1級が5万1100円(1200円増)、2級は3万4030円(800円増)となっています。

2 ガンで障害年金

さて、みなさんは障害年金というとどういった病気や身体の症状を思い浮かべますか?一般には、車いす生活を余儀なくなれている方だったり、全盲で盲導犬を連れている方、または、統合失調症(昔は精神分裂病と呼ばれていました)等で精神病院に入院している方等がイメージされるんではないでしょうか。実は、一口に障害年金といっても対象傷病は多岐にわたります。むしろ、傷病名での制限はないと言っても過言ではありません。では、どういった症状が障害年金に該当するのでしょうか。簡単に言いますと、いかに普段の生活に支障をきたしているか、また、働くことに制限を加える必要があるかということなんですね。つまり、障害年金を受給するというと非常に大きな事故に巻き込まれて下半身不随になるとか、難病を発症して生死の淵をさまようとかの世間一般的なイメージとは違って、一見、障害年金とは無関係に思えるような病気であったり症状であっても受給の可能性があるということなんです。

ここでは「ガン」によって障害年金を受給したある女性の事例をご紹介したいと思います。

Aさん(63歳)は厚生年金加入中の平成23年7月に会社の健康診断でLDLコレステロール値の異常を指摘されました。それほど深刻に捉えることもなく、もういい年だし、1度きっちり診てもらっておこうと精査目的である病院を受診します。そこで、思いもかけない箇所の異常が発見されます。左水腎症、尿管拡張ならびに一部S状結腸との癒着。さらに精密検査を受けたところS状結腸癌と診断されました。ただちに総合病院を紹介され入院・手術となります。その際、左卵巣ならびに左尿管も合併切除しています。1か月ほどの入院期間があり、退院後は服薬による抗がん剤治療が開始されました。

そして、1年ほどたったある日、定期検査で恐れていた事態が起きます。大動脈リンパ節に転移が見つかったのです。これを機にガンの専門病院に転院し、中心静脈リザーバー留置術が施行され、化学療法が開始されました。月に2回通院し、点滴による抗がん剤投与を受けたあとは、前胸部に埋め込んだリザーバーより帰宅後も46時間薬を流し込み続けなければいけません。その後1週間は安静状態が必要で、というより安静にせざるを得ないほどに体調は思わしくなく、日中

の半分を横になって過ごさなければいけません。体調の回復をみた後も、抗がん剤による吐き気・ 食欲不振が顕著で、思うように出歩けない状態が続きます。加えて、末梢神経障害も現出してい て、手足は常に氷のように冷たいままです。

こんな状態では職場復帰もままならず、休職期間も長引いて傷病手当金の受給期間も終わりに近づいていました。そんな折、Aさんの職場の顧問社労士がひょっとしたら障害年金受給の可能性があるんではないかと気づき、懇意にしていた私のところへ相談がきました。当初 A さんは障害年金請求に消極的で、自分の状態は病気であって障害ではないから、請求なんて無理だと半信半疑だったんですが、障害年金というのは働くことに制限がある状態が対象だから、今の A さんの状態をそうと言わずして何と言うんですかと説得し請求しました。

結果、障害厚生年金3級の受給が決定しました。知らせを聞いたAさんは、抗がん剤投与を受けている病院には自分よりずっと症状の重い人たちが大勢いるのにと驚きを隠しませんでした。障害年金という制度を知っていても、まさか自分が該当するなんて夢にも思わないというこのAさんのような方は日本全国にどれほどいるでしょうか。しかし、だからといって誰もが障害年金を受給できるわけではありません。以前にもお伝えしたように、障害年金を受給するためにはいくつかの条件があります。初診日にどの保険に加入していたか、それまでにしっかりと年金を納めてきたか、加えて、障害年金を請求できるのは原則65歳までですから、そこにも大きなハードルが存在しています。

とにかく、障害年金というものをそれほど特別に扱うのではなく、ごくごく身近な所得保障制度だと考えてみることから始めましょう。病気やケガで働けない状態が続いたら、まずは障害年金の対象かもしれないと考えてみることです。そこにたどり着いたら、あとは光が見えたも同然です。専門家である社会保険労務士やお近くの年金事務所へ相談にいきましょう。1人でも多くの人に適正な障害年金を。では、今回はこのへんで。